(3)福祉避難所等に関する資料

指定避難所、福祉避難所に関する制度①(制度趣旨)

指定避難所制度の趣旨

被災者の円滑な救援の実施に関する必要な基準等に基づき指定避難所として指定を行った上で、 これを住民等に周知等を図ることにより、より一層の円滑な住民等の避難及び救援の実施が期 待される。

福祉避難所制度の趣旨

一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が、避難所での生活において、特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制の整備を求めている。

(災害対策基本法の平成25年改正)

従来、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因となったことから、災害対策基本法の平成25年改正において、災害時の緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送る避難所とを区別して、指定することとされ、市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案して、一定の基準を満たす施設を、指定避難所としてあらかじめ指定するとともに、その内容を住民に周知しなければならないこととされた。

指定避難所、福祉避難所に関する制度②(条文構成)

指定避難所、福祉避難所の条文構成

○災害対策基本法

第49条の4及び49条の7において、災害の発生時における被災者の滞在先となるべき適切な施設の円滑な確保を図るため、一定の基準を満たす施設を、指定避難所としてあらかじめ指定することとされ、指定した避難所を公示しなければならないとされている。

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民」という。)その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

- 2 第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。(略)
- 3 (略)

(指定緊急避難場所の指定)

第四十九条の四 (略)

- 2 (略)
- 3 市町村長は、第一項の規定による<u>指定をしたときは</u>、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、<u>公示しな</u>ければならない。

【協定による避難所の確保について】

- ○管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合には、旅館、ホテル、企業の社屋の一部(ロビー、会議室等)、企業の研修施設や福利厚生施設等を活用できるよう事前に協定を締結するなどしておくこと
- ※「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

(平成25年8月(平成28年4月改定)内閣府(防災担当)(抄)

指定避難所、福祉避難所に関する制度③(条文構成)

指定避難所、福祉避難所の条文構成

○災害対策基本法施行令、災害対策基本法施行規則

指定避難所・・・・・・・・・・1~4号の基準をすべて満たし、市町村により指定された施設 指定避難所である福祉避難所・・・主として要配慮者が滞在する指定避難所であって、5号の基準を満た す施設

(指定避難所の基準)

- 第二十条の六 法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者(次号及び次条において「被災者等」という。)を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な<u>構造又は設備を有す</u>るものであること。
- 三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この号において「要配慮者」とい
- う。)を滞在させることが想定されるものにあつては、<u>要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するもの</u>であること。

(令第二十条の六の内閣府令で定める基準)

- 第一条の九 令第二十条の六の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この条において「<u>要配慮者</u>」という。<u>)の円滑な</u> 利用を確保するための措置が講じられている</u>こと。
- 二 災害が発生した場合において<u>要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備</u>されること。
- 三 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

指定避難所、福祉避難所に関する制度④(ガイドライン)

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成28年4月 内閣府(防災担当))」の構成

第1章平時における取り組み

- 1 福祉避難所の対象となる者の把握
 - 1.1 福祉避難所の対象となる者の概数の把握
 - 1.2 福祉避難所の対象となる者の現況等の把握
- 2 福祉避難所の指定
 - 2.1 福祉避難所として利用可能な施設の把握
 - 2.2 福祉避難所の指定
- 3 福祉避難所の周知
 - 3.1 福祉避難所の周知徹底
- 4 福祉避難所の整備
 - 4.1 福祉避難所の施設整備

- 5 物資・器材、人材、移送手段の確保
 - 5.1 物資・器材の確保
 - 5.2 支援人材の確保
 - 5.3 移送手段の確保
- 6 社会福祉施設、医療機関等との連携
 - 6.1 福祉避難所の設置・運営にかかる連携強化
 - 6.2 緊急入所等への対応
- 7 福祉避難所の運営体制の事前整備
 - 7.1 災害時要配慮者支援班の事前設置等
 - 7.2 福祉避難所の運営体制の事前整備
- 8 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施
 - 8.1訓練、研修等の実施
 - 8.2知識の普及啓発

第2章 災害時における取り組み

- 1 福祉避難所の開設
 - 1.1 福祉避難所の開設及び要配慮者の受入
- 2 福祉避難所の運営体制の整備
 - 2.1 福祉避難所担当職員の派遣、要配慮者班の設置
 - 2.2 福祉避難所の運営体制の整備、活動支援

- 3 福祉避難所における要配慮者への支援
 - 3.1 福祉避難所の避難者名簿の作成・管理
 - 3.2 福祉避難所における支援の提供
 - 3.3 緊急入所等の実施
- 4福祉避難所の解消
 - 4.1福祉避難所の統廃合、解消
- ※ 「福祉避難所の利用の対象となる者」の中で、「災害時における要配慮者を含む被災者の避難生活場所については、在宅での 避難生活、一般の避難所での生活、福祉避難所での生活、緊急的に入所(緊急入所)等が考えられる」と記載。

福祉避難所における課題①

サブワーキンググループ中間とりまとめ

- 福祉避難所に関する課題について、以下のようにまとめられている
 - ・感染症対策、熱中症対策などの保健、医療対応の重要性が高まっている
 - ・福祉避難所への直接の避難
 - ・福祉避難的な機能の備えたゾーンやスペースを確保する等の措置も必要
 - ・福祉的な支援を受けることができる施設やスペース等の位置付けや在り方が明確でない

「避難所に関する調査」の結果から見える課題

○ 福祉避難所を指定避難所として指定している自治体数は1,036、福祉避難所を確保してい る自治体数は1,286にとどまり、災害対策基本法に基づく指定が進んでいない

「避難所に関する調査」(令和元年10月1日現在)より -福祉避難所関係-

■福祉避難所の数

	自治体数	施設数
福祉避難所 (協定を締結するなどして確保しているものを含む)	1,286	20,594
上記のうち、指定避難所として指定されている福祉避難所	1,036	8,683

(調査対象は市町村(特別区を含む)1,741)

福祉避難所における課題②

○福祉避難所を指定避難所として指定するに至っていない主な理由では以下が挙げられている

「避難所に関する調査」(令和元年10月1日現在)より -福祉避難所関係-

避難所の開設前に避難することが懸念

■福祉避難所として確保している施設について、福祉避難所を指定避難所として指定するに至っていない主な理由 (回答された938の自由記述を集計)

主な理由	市町村 数	主な理由	市町村 数
〇民間等の施設であるため	189	○福祉避難所が指定避難所としての指定基準を満たしていない	54
事業に支障のない範囲で協力するため	26	〇災害時に開設できるか不確か	47
施設の利用状況により収容人数が変動するため	12	災害時に開設できるか不確か	43
発災時の施設の状況により判断	7	福祉施設であり入居者の対応が必要なため	42
速やかに受け入れ体制が整わない	2	施設の利用状況により収容人数が変動するため。一定の収容人数が 確保できないため。	25
少数しか受け入れられない	2	災害発生後、施設が利用可能か確認が必要(浸水区域等)	7
責任が重くなり負担に感じるため	2	〇福祉避難所名を公表していない	26
長期間の使用がはばかられる	2	○協定を結んだ福祉避難所は対象者を限定しているため	7
〇受入体制等の確保が困難	105	〇その他	
専門的な支援を行うための人員、受入体制の確保	72	二次避難所として想定しているため	4
指定できる施設がない	29	指定した福祉避難所の収容人数を超える場合に使用	2
必要な資機材が不足	16	指定した福祉避難所が使用できない場合に用いるため	1
○避難者の殺到が懸念等	96	福祉避難所(二次)が受入可能となるための福祉避難所(一次)で あり、法定の福祉避難所の要件に合致しないと考えるため	1
一般の避難者が避難することが懸念	45		
直接避難されることが懸念	7		

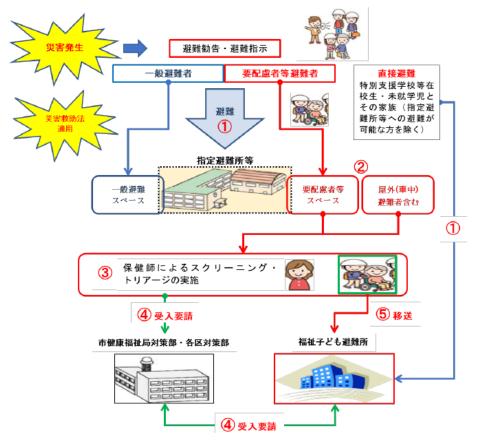
41

【事例】福祉避難所に関する自治体の取組(熊本県熊本市)

●大規模災害発生時に、障がい児等とその家族が直接避難できる「福祉子ども避難所」の開設 (熊本県熊本市)

平成28年熊本地震の際に、障がい児童等のいるご家庭が指定避難所に行くことができなかった等の事例が確認された。特別支援学校等からの提案を受け、熊本市内にある特別支援学校6校と協定を締結するなどして、大規模災害発生時には、在校生や未就学児とその家族が自宅等から直接避難することを可能とした。

【受入のイメージ】



【福祉子ども避難所一覧】

No.	施設名	主な障がい種別	受入可能数
1	熊本大学教育学部附属特別支援学校	知的障がい	45 (15)
2	熊本県立熊本支援学校	知的障がい	150 (50)
3	熊本県立盲学校	視覚障がい	180 (60)
4	熊本県立熊本聾学校	聴覚障がい	168 (56)
5	熊本県立熊本かがやきの森支援学校	肢体不自由	210 (70)
6	熊本市立平成さくら支援学校	知的障がい	150 (50)
		合計	903 (301)

※受入可能数は、家族を含む。()内はうち障がい児等の数

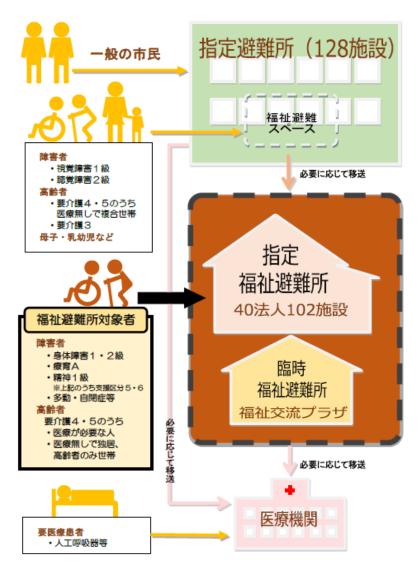
- ① 避難開始直接避難対象者は福祉子ども避難所へ避難
- ② 直接避難対象者以外は指定避難所にあるよう配慮者スペース等へ避難
- ③ 巡回保健師によるスクリーニング・トリアージ
- ④ 受入要請
- ⑤ トリアージした避難者を福祉子ども避難所へ移送

注:令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ第3回会議における熊本市発表資料をもとに内閣府において作成

【事例】福祉避難所に関する自治体の取組(新潟県上越市)

- ●福祉避難所に直接避難する仕組みと、一般避難所内の福祉 避難スペースに避難してから福祉避難所に避難する仕組みを 構築(新潟県上越市)
 - ・社会福祉法人等の協力を得て、高齢者福祉施設や障害者福祉施設 を福祉避難所に指定
 - ・福祉避難所は、要介護認定のある高齢者(要介護度4又は5の認定を受けた人のうち、特別な医療ケアが必要な人、ひとり暮らしの人、高齢者のみ世帯のいずれかに該当する人)及び障害のある人(身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aのいずれかを所持している人のうち、障害支援区分5又は6の認定を受けた人)を対象
 - ・<u>あらかじめ市の聞き取り調査を終えて、避難する福祉避難所が指</u> 定されている人は、自宅から直接避難。
 - ・<u>福祉避難所が指定されていない人は、まずは近くの指定避難所内</u> の福祉避難スペースを利用。

《避難のイメージ》



【事例】個別計画を策定する過程を通じた避難先の事前調整

(個別計画の策定を通じた避難者数の推計と避難所の指定)

- ○愛媛県 東温市 《東温市避難行動要支援者プラン(全体計画)》
- ・市は、避難行動要支援者名簿や<u>個別計画の策定を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避</u> 難所の確保に努める。

(特に配慮を要する者の避難先との事前調整)

- ○島根県 雲南市 《雲南市避難行動要支援者の避難支援計画》
- ・避難行動要支援者の内、特に障がいの重度化や合併症の予防が必要である等、<u>避難場所に特に配慮を要する場合</u>は、医師、看護師、保健師、介護支援専門員等の協力を得て、<u>避難場所を福祉避難所(福祉施設、医療機関)とするよう、個別支援プランにおいて定めておきます。</u>ただし、実際それらの施設を<u>指定する際には、移送手段等、より細かな避難プランを家族、地域支援者等も交</u>え個別具体に定めておく必要があります。
- ○**東京都**《東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針》
- ・災害時個別支援計画の作成のステップのひとつとして、災害発生時の対応を決めることとしている。在宅で療養継続するための 準備とともに、在宅での対応が困難になった場合に備え、<u>避難先や移送手段の確認、搬送支援者の確保を行うこととしている。避</u> 難先としては次のような施設を例示している。

自家発電設備や非常用電源設備を保有している公共施設 自家発電設備や非常用電源設備のある民間協力施設 あらかじめ決めておいた親類・知人宅等 かかりつけ医療機関

※左記は停電により、在宅療養が困難になった場合の避難先の例示である。 風水害時については、さらにハザードマップを確認し、浸水の深さや浸水 の続く時間などを勘案して<u>避難先を決めておくこととしている。</u>

- ○**北海道**《災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き》
- ・在宅での生活の継続が困難な要配慮者や、<u>指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、緊急入所、</u> 緊急ショートステイ等で対応することが必要である。このため、市町村は、緊急入所等が可能な施設を把握し整理する。

(策定した個別計画の活用)

- ○東京都 江東区《江東区避難行動支援プラン(全体計画)》
- ・拠点避難所(各小中学校)に個別計画(写)を設置する。

【事例】福祉避難所に関する自治体の取組(新潟県長岡市)

- ●指定避難所内に福祉避難室を設置し公表。必要に応じて福祉避難所に移送(新潟県長岡市)
- ・<u>指定避難所内に福祉避難室(福祉避難スペース。小中学校の特別教室など)を併設。</u>食事や排せつなどがほぼ一人ででき、家族の支援や見守りによって過ごせる人を対象。
- ・<u>避難生活が長期化する場合は福祉避難所(市内の高齢者センター等)を開設。</u>開設には、看護師、介護士等の派遣要請等を行うため、開設まで72時間程度を要する。(専門的な介護・看護が必要な人は、緊急受入施設への避難を優先)
- ・要介護度や障害の程度の重い人など、食事や排せつが一人でできず、介護士等の支援を要する人は、緊急受入施設(特別養護老人ホーム等)に避難。

1. 福祉避難室一覧

No.	地区名	区分	施設名	住所	電話番号		福祉避難室として利用可能な部屋			備考
1	千手	福祉避難室	南中学校	南町 2-1-1	32-1577	通級指導教室	事務室	多目的スペース(2F)	物置	69 69 69
2	四郎丸	福祉避難室	四郎丸小学校	四郎丸 1-2-25	32-0055	第2音楽室(児童館分室)	ふれあいルーム(2F)	1	体育館脇外物置	®®®
3	豊田	福祉避難室	豊田小学校	豊田町 4-1	34-2200	会議室	相談室	学習室(2F)	体育館床下	®®®
4	阪之上	福祉避難室	阪之上小学校	今朝白 1-11-21	32-2134	視聴覚室(2F)	生活科室(3F)	音楽室(3F)	体育館下倉庫	®®®⊕
5	表町	福祉避難室	表町小学校	中島 5-7-7	32-0073	多目的スペース(2F)		1	学習室 (2F)	®®®
6	表町	福祉避難室	表町コミュニティセンター	中島 5-7-7	38-0208	会議室(2F)	和室(2F)	1 = = = = = ====	小学校学習室 (2F)	(B) (B)
7	表町	福祉避難室	社会福祉センタートモシア	表町 2-2-21	32-5200	和室 1	和室 2	1	和室 2 内収納	® 🕾
8	中島	福祉避難室	中島小学校	中島 3-9-33	32-1854	生活科室	PC 室 (2F)	1	物置	@@®
9	神田	福祉避難室	神田小学校	西神田町 2-3	32-1034	多目的室	特別支援教室	相談室	スタシ*オ	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1
10	川崎	福祉避難室	川崎小学校	干場 1-1-24	32-0056	プレイルーム	休憩室	大会議室(2F)	ステーシ。脇	®®®⊕
11	川崎	福祉避難室	川崎東小学校	川崎町 671-1	33-2300	会議室	相談室	1	物置	⊕ ⊕®

※地地区防災センター(指定避難所のうち拠点避難所)、損指定避難所、緊指定緊急避難場所(災害の種別や状況により開設しない場合あり)、コエレベーターあり

【事例】福祉避難所に関する自治体の取組(熊本県益城町、京都府京都市)

●要配慮者の状態に応じた災害時の受入施設を整理

(熊本県益城町)

参考) 福祉避難所の対象者区分

	項目	施設	対象者	人員配置		求償
	入院加療	医療機関	身体状況等の悪化	基準によ	基礎	応急的な処
			により、入院加療	る人員配	面積を	置のみ災害
			(医療処置や治	置	確保	救助法
			療)を要する要配			
			慮者(*1)			
	緊急入院	特別養護	介護保険法や障害	基準によ	基礎	介護保険法
+	施設	老人ホーム	者総合支援法に基	り生活相	面積を	障害者総合
\uparrow	(短期	(入所)	づく入所介護や療	談員等を	確保	支援法
	入所)	(緊急入所可能施	養等が必要な要配	配置	(*2)	
李		設)	慮者→介護保険施	(*2)		
雈			設、障害者福祉施			
大↑緊急性→小			設へ			
ጥ	福祉	特別養護	専門性の高いサー	概ね	2~4	災害救助法
	避難所	老人ホーム	ビスを必要とし、	10人に	㎡/人	
		または、ホテル、	指定避難所等での	1人配置		
		旅館等施設	避難生活では生活			
			に支障を来たす、			
			または困難な要配			
			慮者(*1)			
			(ホテル、旅館等	(同上)		
4			宿泊施設は、開設	ただし、		
対			可能な福祉避難所	家族に		
鏧			数が不足する場合	よる支援		
氯			に新たに措置する	も可		
Ť			場合があります)			
1→対象者数→多	指定	小・中学校、高校、	一般町民	避難所内	基準なし	
3	避難所等	大学の体育館等の		で組織さ		
		ほか公民館等の避		れる避難		
		難所		所運営委		
		体育館の一部スペ		員会		
		一スや教室等を利				
		用した福祉避難室				
	I		I	I	l	l

- (*1) 要配慮者には、町で登録した災害時要援護者も含む
- (*2)人員配置や面積基準は、災害規模に応じ国の通知等で緩和される場合がある

●多様なニーズに対応した避難所の開設

(京都府京都市)

- ・一般の避難所での集団生活が困難であり、入院には至らないが、相談支援等が必要な妊産婦(原則、かかりつけ 医から了解が得られた妊産婦)を対象にした妊産婦等福 祉避難所(大学や看護学校等)を開設。
- ・<u>まず一般の避難所(学校など)に避難。一般の避難所に</u> おいて、保健師等の健康調査等による所見に基づき、福 祉避難所への受入を調整し、移送対象者を決定。福祉避 難所の受入体制が整ったところで、家族や地域における 支援者等の支援により移送(<u>自宅等から福祉避難所に直</u> 接避難することはできない)。



【事例】福祉避難所に関する自治体の取組(高知県内の4市町、熊本県)

●4市町と事業者等が協定を締結し、広域的な支援体制を構築

(高知県 南国市・香美市・香南市・大豊町)

- ・大規模災害発生時には、多くの要配慮者の避難が必要と予想され、その際、要配慮者は、居住する市町村の枠内にとどまらず、広域で移動することから、市町村単位での支援活動には限界がある。
- ・各市町は、災害が発生し、広域福祉避難所の開設が必要と判断される場合には、広域福祉避難所が所在する市に、避難所開設の協議を申し入れ、施設が所在する市から施設に開設を通知することとなっている。

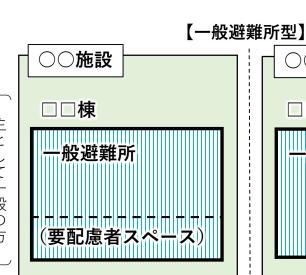
広域福祉避難所 一覧(事業者名は50音順)					
事業者名	施設名	所在地			
社会福祉法人 愛成会	障害者支援施設 白ゆり	香美市土佐山田町山田1192-1			
任云曲性伝入 发风云	ワークセンター第二白ゆり	香美市土佐山田町山田1189-1			
社会福祉法人 来島会	南海学園	南国市大埇乙2288			
高知県教育委員会	高知県立山田特別支援学校	香美市土佐山田町山田1361			
社会短知法人 真知周知的陪审老 在社会	かがみの育成園	香美市土佐山田町楠目3660			
社会福祉法人 高知県知的障害者育成会	ウイッシュかがみの	南国市陣山531			

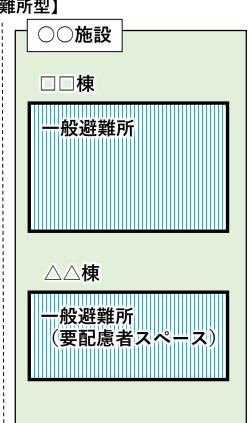
※広域福祉避難所は、知的・発達障害児者が受け入れ対象です。

●要配慮者が滞在するため、県主導によりホテル・旅館を避難所として活用(熊本県)

・令和2年7月豪雨においては、旅館ホテル生活衛生同業組合との協定に基づき、熊本県下全域で、受け入れ可能なホテル・旅館を確保。要配慮者等106人が10か所のホテル・旅館を避難のため利用(令和2年11月20日時点・市町村からの報告集計分)。

要配慮者が避難する一般避難所・福祉避難所の形態について、今後の整理のイメージ









【福祉避難所型】

指定避難所:〇〇

要配慮者の

指定

公示の単位

指定避難所:〇〇

- ※福祉避難所は受入対象者を特定して公示
- ※生活相談員等を配置 (常駐は不要)

指定避難所:○○(□□棟) 指定避難所*:○○(△△棟)

※令第二十条の六第5号を満たすもの

- ※福祉避難所は受入対象者を特定 して公示
- ※生活相談員等を配置 (常駐は不要)

指定避難所※:〇〇

※令第二十条の六第5号を満たすもの

(4)地区防災計画に関する資料

地区防災計画の制度(概要)

- 地域の住民や事業者等が相互支援するための共助の防災計画。(平成26年4月1日施行)
- 住民や事業者等が地区防災計画の案を策定、市町村へ提案し、市町村が市町村地域防災計画の中に取り込み。

【作成数:H31.4.1時点】

地域防災計画に反映済み: 27都道府県 57市区町村 827地区

合、市町村地域防災計画

に地区防災計画を規定

地区防災計画の策定に向けて活動中(※): 46都道府県 185市区町村 3,028地区

※ 市区町村に提案済みだが地域防災計画には未反映分を含む。

作成プロセス 防災基本計画 (中央防災会議) 仚 都道府県 地域防災計画 (都道府県防災会議) 市町村 地域防災計画 (市町村防災会議) ・地区防災計画(案)を作成し、提案 住民、事業者等 地区防災計画 計画提案を踏まえ、市 <地区防災計画の作成> (災対法等42条第3項、42条の2)等 町村地域防災計画への取 り込みの適否を判断 計画提案を踏まえ、市町村地域防災 取り込む判断をした場 計画への取り込みの適否を判断。

取り込む判断をした場合、市町村地

域防災計画に地区防災計画を規定。

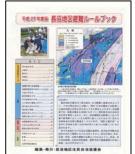
地区防災計画の作成例

長沼地区(長野県長野市) 【平成26年度地区防災計画モデル地区】

住民同士で声を掛け合い、早期避難を実現

- 長沼地区は過去に度々水害に見舞われており、住民が主体となって防災訓練や防災マップ作り、地区防災計画づくりにも取組んでいた。
- 令和元年東日本台風の際は、地区内の各区長が集まり高齢者等の早期避難の誘導を決定し、地域ごとの名簿をもとに電話と訪問により避難の呼びかけを行った。
- 長沼地区では、<u>避難行動要支援者ごとに支援者を決めて個別に避</u> 難を誘導した事例もあった。







「長沼地区避難ルールブック」 (平成27年度)

【事例】避難行動要支援者名簿、個別計画、地区防災計画それぞれの連携のあり方(岡山県倉敷市)

届出避難所制度(倉敷市)

自主防災組織が市に申請. 市から備蓄物資の提供.















避難機能付き共同住宅

有償ボランティアの会 「助け隊ありが隊」

	マイ・タイムライン	(個別避難計画)	640: 4 A D
(大(氏化))	828	近年	総載 (会社・施設・ケアマネ等)
6/H:	100% MB: KG: ()	1079 MM KG: ()	64:
MH(C)	1000 MB 1000 M	56 ()	654
いつもいる場所(後 夜) 最新リンテクの重き場所()	100% MB	56 (*)	
ロール事化 日本新老祭寺 日報会 日の学会以下 日本の会(100% M6: K6: (, ,)	1000 MA 1660 (**)	
DOUGHE CHE DED CHE	100 MG 1	66: (**)	
5 D 91-252778066165	O XRMWHERS	O XRMWHERS	O RESTRICTION OF
3 D MERRICEOUTEC	O MERCEYS	□ BOTBORDS	(LTURE)
E D McPosts	D M18HME	□ MSNRRRRRSS	(1309)
O Million	O Mirati	O Musil	
D BRACKS IN	O RINK-OND-ING	D RESPONSE C	
D VORMITERED	D REFERENCE (FREED)	D REFERENCES	D ()NEEDSTAFF
O SERVICENSERVACERE	O BRICOOK	O Marsoniti	D REVES
C SMARRAGE		O MERMANANAS	
www.	D dronesse	□ doneman	
御職スイッチ (L3 もしべは)		
○ □ お知り相望を介が起く位える □ 責意会の事業	□ 最後の本品で □ 最後点の予備	D RMIASE	O RINHING
	D 809g	□ 0 09@(ES:)	
4 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	C RRING	C ENRIG	
D away	O WESTERNISHREE FOR LITTLE	O WATTHANDSHALL CONTRA	
2 (000)		4-285s	
2			
*			
※ ロにチェックがつか	15 m ない場合は、誰が実施す		

ご本人,家族,近所,組織(会社・施設・ケアマネ等)でタイムラインを 共有.

作成する関係性をつなぐ こと,可視化できにくい ご近所とのつながりを文 書化することにより,関 係者で共有しておく

地区防災計画

 箭田地区まちづくり協議会,まび事業者連絡会 (児童、障害、介護事業所の集まり)等による 支えあい活動により,地区防災計画に着手。

- ①共同住宅周辺地域における避難ルール (高台避難・共同住宅避難)
- ②共同住宅避難の場合の助け合いルール
- ③ルールに基づく定期的な訓練計画
- ④平時の利活用・助け合いの関係性構築等 について検討.

要支援者を含め小さな単位での行動計画が具体的になるようにする.

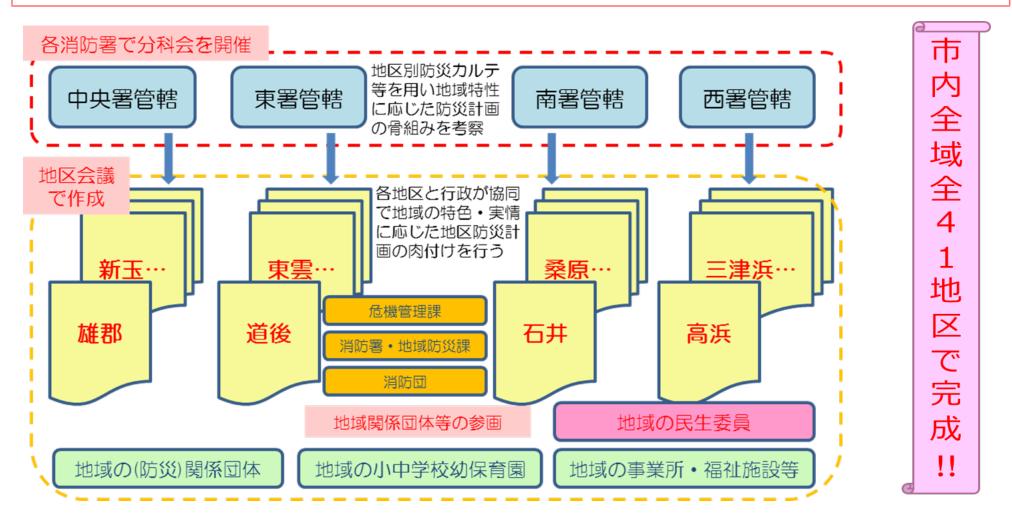


書化することにより、関コミュニティルームを活用した勉強会 係者で共有しておく 7月14日の大雨時(土砂災害警戒)には、居住 者5名、近隣住民2名が避難

注:令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ(第3回)における香川大学地域強靭化研究センター 磯打千雅子特命准教授発表資料をもとに内閣府において作成

【事例】自主防災組織を中心とした地区防災計画の作成(愛媛県松山市)

○ 松山市では、地区防災計画作成の中で、地域の自主防災組織、消防団、女性防火クラブや小中学 校、幼保育園、民間企業等が地域ぐるみで一緒に協力して、避難計画、行動計画、避難行動要支援 者対策などを考え、地域のみんなの命をみんなで守る取組を進めている。



注:令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ(第3回)における香川大学地域強靭化研究センター 磯打千雅子特命准教授発表資料をもとに内閣府において作成

支援人材の育成の具体的な方策

地域での防災関係の有識者、市区町村職員、高齢者・障害のある人等の当事者、高齢者・障害のある人等の支援に知見のある者等が、住民等による地区防災計画の計画素案作成や素案作成を通じた地域防災の担い手づくりを支援する仕組み、及びこうした支援人材を育成する仕組みを考えること。また、地区防災計画への取組状況に見られる地域の温度差を埋めるための仕組みづくりも併せて考えることが必要である。なお、具体的な支援人材の育成の在り方等については、今後、様々な分野での人材育成制度を俯瞰し、必要な調整をしながら検討していく必要がある。

地域防災の担い手づくりや支援人材の育成に向けて

○ 令和 2 年度より、作成主体・作成支援者への研修を実施中 今後、作成主体・作成支援者それぞれへの研修の対象・内容・方法を改善

<地域防災の担い手づくり>

作成主体研修

・計画の概要

・内容及びプロセス

・作成メリット 等

対

・地域防災の担い手

<地域の計画作成支援人材の育成>

作成支援者研修

・計画作成の好事例

・関係者の巻き込み方容

・必要な手続き



・地方公共団体職員、消防団、民生委員

・地元の大学職員等の防災関係の有識者

・福祉事業者、ケアマネ、専門相談員等

計画作成支援者

○今後、計画作成支援者のリスト化・組織化を検討

- ・計画作成を経験した住民の代表等
- ・作成支援者研修を終了した支援人材

地域からの計画作成支援の依頼に応ずる支援者バンクの構築(案)







身防災計 が域の

画計

の画重作

要成性支

必者

地

域

住民

る仕組をが地区

で

知・

す

地域の温度差を埋める仕組み

▶ 周知する者は地域の計画作成支援者

·地方公共団体職員、消防団員、民生委員 等

身近な周知の場

・地域の避難訓練時、自治会の会合、 地域のイベント 等



地区防災計画の作成を通じて、地域の 高齢者等の避難に成功した例などを周知

〇三善地区 (愛媛県大洲市)

- ・多重的に避難場所を決め、その事を記した地区ごとの災害避難 カードを作成。
- ・計画素案の作成等に参加しなかった住民に対しても、各区で 全戸参加の説明会を3カ月かけて行った。
- ・上記のような取組が功を奏し、平成30年7月豪雨時には、一次 避難場所に避難した後、上流のダムの緊急放流や他の河川増水 の状況等の情報を行政から得て、一次的な緊急避難場所が浸水 しそうな時間帯を判断し、二次的な避難場所に早めに移動、 地区の住民全員が無事に避難できた。

〇長沼地区(長野県長野市)

- ・住民が主体となって防災訓練や防災マップ作り、避難のタイ ミングや伝達について取り決めた地区防災計画を作成していた。
- ・令和元年東日本台風の際は、地区内の各区長が集まり高齢者等 の早期避難の誘導を決定し、地域ごとの名簿をもとに電話と訪 問により避難の呼びかけを行った。
- ・避難行動要支援者ごとに支援者を決めて個別に避難を誘導した 事例もあった。

地区防災計画と個別計画の整合性を図る具体的な方策

地域内に個別計画が策定されており、地域住民等が地区防災計画の素案を作成する場合は、個別計画で定められた避難支援を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認することが重要である。こうしたことについて、地区防災計画の研修や指針等を活用し周知・促進していく必要がある。

地区防災計画と個別計画の整合性を図ることで、より実効性のある避難行動につながる

〇地域住民による助け合いの避難の例

- ・避難の声掛け、避難誘導、安否確認
- ・個別計画に定められている避難支援(付き添い避難、車両による避難など)
- → 地域住民の一部は、他の地域住民の避難を促す避難支援を行う 地域住民の一部は、個別計画による避難支援を担う

<u>このため、</u>

- ▶ 地区防災計画による共助の仕組みと個別計画を整合性を持ったものとし、それを踏まえた避難支援 の役割分担や支援内容等の整理を行うことが必要
 - 「例)・A さんは、〇〇丁目での避難の声掛け、避難誘導などの支援を担当
 - ・Bさんは、甲さんの個別計画に基づき甲さんに付き添って支援
 - ・Cさんは、個別計画に避難支援が定められた甲さん、乙さん、丙さんがちゃんと避難支援 を受けられているかを確認
- ▶ 地域住民は、個別計画で定められた避難支援に係る部分を知っておく必要

整合性を図る方策

▶ 計画に基づく避難支援体制を構築する中で、個別計画がある場合には、それに基づく避難 支援も位置づけ、避難支援の役割分担、支援内容等を整理する

個別計画に基づく避難支援 (付き添い支援等)

役割分担・整理

地区防災計画

それ以外の避難支援 (声掛け避難支援等)

▶ 日頃からの地域での避難訓練等において、地域住民による、個別計画に基づく避難支援と それ以外の避難支援の関係性を確認し、有事に円滑に避難できるよう連動させる

個別計画に基づく避難支援

それ以外の避難支援

同時に実施

関係性を確認

要支援者への避難支援に関する地区防災計画の現状

- ・地区防災計画では、地区住民による避難支援の 定め方は任意
- ・避難行動要支援者への避難支援を定めているものはある(個別計画に基づく避難支援との関係について定めているものは見当たらない)
- ・地区防災計画には、地域住民による具体的な支援方法や支援者・受援者までは定めず、これら を地区防災計画を基に、計画外(災害避難カー ドなど)で決めていることが多い

地区防災計画の記載事例

〇三善地区 (愛媛県大洲市)

『災害が起きた場合に避難する際の支援者等を予め依頼するなどの対策を講じる。』



計画を踏まえた「災害避難カード」を作成

各住民が、地区ごとの避難場所・避難ルート、 避難のタイミングや、個人の住所・氏名・連絡 先、避難支援者の情報をカードに整理し、携帯

個別計画に基づく避難支援も含め、地区防災計 画に避難支援を位置づけることを、研修、地区 防災計画作成の指針等を活用して周知・促進